

八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生鮮な農産物の供給のほか緑地空間や防災空間など多面的機能を保持し都市機能を担う市街化区域内の一定の農地に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、街なかの生活空間にやすらぎを創出するとともに、農地の保全を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金の対象となる事業の区分、内容及び交付額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の対象となる地域は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の対象となる農地は、1農家につき1か所とする。
- 4 補助金の交付を受けられる年数は、10年以内とする。

(申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(条件)

第5条 前条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象となった農地について、最初の決定を受けた日から5年以上耕作するものとする。ただし、補助金の交付が受けられない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、市内に災害が発生したときは、対象となった農地を市に使用させるものとする。この場合において、その補償は、別に定めるところによる。
- 3 補助事業者は、交付決定後速やかに前項の使用に係る土地使用承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項に掲げるもののほか、前条の決定をするに当たって、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第6条 補助事業者は、第4条の交付決定を受けた事業について変更し、

中止し、又は廃止しようとするときは、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業（土留め等設置事業に限る。）が完了したときは、30日以内に八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（確定）

第8条 市長は、前条の報告があったときは、補助金の額を確定し、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

（取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当するときは、八潮市街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該額の返還を命じることができる。

- (1)事業の要件を満たさなくなったとき。
- (2)市長が付した条件に反したとき。
- (3)要件を偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4)その他市長が不適切な行為があったと認めるとき。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、速やかに返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	内 容	交 付 額
農地保全事業	<p>市街化区域内の農地であって、次の要件を満たすものの維持及び管理をすること。</p> <p>(1) 一団の農地が道路に15メートル以上面しており、かつ、面積が300平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 露地栽培であること。</p> <p>(3) 道路に面する部分に沿って次の要件を満たす花き又は生垣を設置していること。</p> <p>ア 道路に対する奥行きが80センチメートル以上あること。</p> <p>イ 花きにあつては、草丈が概ね50センチメートル以下で表土流失の防止機能に優れたものとする。</p> <p>ウ 生垣にあつては、高さが概ね50センチメートル以下であること。</p> <p>(4) 表土が道路へ流出することを防止する措置を講じていること（当該措置が土留めである場合は、その高さが道路面から30センチメートル以下であること。）。</p> <p>(5) 周辺の景観に配慮されたものであること。</p>	<p>1 農地については、面積1平方メートルにつき100円（1平方メートル未満の端数がある場合は、切捨てとする。）。ただし、年額100,000円を限度とする。</p> <p>2 花き又は生垣については、面積1平方メートルにつき500円（1平方メートル未満の端数がある場合は、切捨てとする。）。ただし、年額27,500円を限度とする。</p>
土留め等設置事業	<p>農地保全事業の対象とするために、花き又は生垣及び土留めを設置すること。</p>	<p>延長1メートルにつき3,000円（1メートル未満の端数がある場</p>

		合は、切捨てとする。 る。)。ただし、総額で165,000円を限度とする。
--	--	--

別表第2（第2条関係）

対象地域は、市内の市街化区域内の農地とする。
